

【譲渡性預金規定】

鹿児島信用金庫

1. 【預金契約の成立】

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. 【預金の支払時期】

この預金は、表面に記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. 【利息】

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および表面に記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、満期日を預入日の2年後の応当日とした場合には、預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」といいます。）を基準として、次により取扱います。

①預入日から中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息（以下「中間払利息」といいます。）を、中間利払日以後に支払います。なお、中間払利息を請求する場合には、当金庫所定の譲渡性預金中間利払利息支払請求書（以下「中間払利息請求書」といいます。）に、届出の印章により記名押印して、この証書とともに表面に記載の取扱店に提出してください。

②中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息を、満期日以後に、この預金とともに支払います。

(2)この預金の譲渡があった場合には、この預金の利息は、最終の譲受人に支払います。ただし、中間払利息は、支払請求時の譲受人に支払います。

(3)この預金には、満期日以後は利息を付けません。

(4)この預金の付利単位は1,000万円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. 【譲渡】

(1)この預金は、利息（未払の中間払利息を含む。）とともにのみ譲渡することができます。その元利金の一部を譲渡することはできません。

(2)この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。

①当金庫所定の譲渡通知書に、譲渡人が届出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、遅滞なく、この証書とともに表面に記載の取扱店に提出してください。なお、この譲渡通知書に押印さ

れた譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。

②当金庫は、提出されたこの証書に譲渡についての確認印を押印したうえ返却します。

(3)この預金を質入れする場合には、前2項が準用されるものとします。

5. 【預金の解約】

(1)この預金は、満期日前に解約することはできません。

(2)この預金を満期日以後に解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して表面に記載の取扱店に提出してください。

6. 【届出事項の変更、証書の再発行等】

(1)この証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって表面に記載の取扱店に届出てください。

この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2)この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

7. 【印鑑照合】

この証書、払戻請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

8. 【譲受人に対する規定の適用】

この規定は、この預金の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても適用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。

9. 【規定の改定】

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3)前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

9. 【規定の適用】

この規定に定めのない事項については「預金・積金共通規定」により取扱います。

以上

(2020 年 4 月 1 日 現在)